

平成20年2月5日

清津川に係る東京電力(株)の水利権についての「公開質問状」に対する回答について

国土交通省北陸地方整備局

去る、平成19年12月11日付けで、「ふるさとの清津川を守る会」より、国土交通省北陸地方整備局長宛に清津川に係る東京電力(株)の水利権に関わる「公開質問状」が提出されましたので、下記のとおり北陸地方整備局ホームページ上で回答いたします。

参考として、公開質問状を添付します。

記

1についての回答

芝原区のかんがい用水等については、東京電力(株)からの報告により、事実が明らかとなったので、昨年11月に発出した東京電力(株)・湯沢発電所の更新申請にかかる補正命令により現在整理中である。また、それ以外の分水については、新潟県等と連携し、現在調査中である。それらの結果を踏まえて整理することとしている。

2についての回答

水力発電を維持・管理するために必要不可欠な冷却用水等については、水力発電の水利使用と解する。

3についての回答

昨年11月に東京電力(株)に対して、更新申請にかかる補正を命令しており、その結果を踏まえて取水量等の検討を適切に行うこととしている。

4についての回答

昨年11月に東京電力(株)に対して、更新申請の補正を命令しており、今後の報告の方法等について整理し、東京電力(株)に対し必要な指導等を行うこととしている。

5①についての回答

一連の更新審査の手続きにおいて、適正に対応しているものである。

5②、③についての回答

我々が回答すべき内容ではない。

5④、⑤についての回答

当局においては、平成19年5月、東京電力(株)に対して、命令書を発出し、再発防止策の構築や法令遵守意識の徹底を求めたところであり、今後も適切に指導してまいりたい。

5⑥についての回答

流水の許可の更新を含め審査については、適正に行ってきたところである。一方、その過程で確認すべき内容がある場合や、詳細に確認を行ったうえで新たな事実が判明した場合には、適切に対処するものである。

5⑦についての回答

違反行為の内容によって検討することになる。

5⑧についての回答

違反の内容に応じて適切に処分している。

国土交通省北陸地方整備局長様

公開質問状

貴局が11月29日付で東京電力㈱に対し、湯沢発電所他の水利権更新申請の再提出を命じたことについて、私たちは多くの疑問を抱いております。つきましては、下記にお答え頂きたく、公開質問状という形をとって質問いたします。なお、回答は、貴局が東電に定めた再提出の期限内に、口頭又は文書でお願い致します。

記

1. 貴省では、第166国会保坂展人衆議院議員提出 信濃川水系の東京電力発電水利権の目的外使用に関する質問(内閣衆質一六六第三二九号)で、

一の① 大正時代に発生した渓流水(法外河川)使用の損失を導水路(法河川)から水利権を取得せず補償する分水に、旧河川法制定以前から存在する慣行水利権と同等の権利性は認められないが、許可行政上どのように整理するのか。

一の② 発電目的での取水量は、位置エネルギーのみを利用するもので消費されないことを前提に、その取水量が許可されるが、その一部を消費される灌漑用等の目的外使用水(維持管理用水を含む)に利用していたことをどう整理するのか。

二の② 当該発電所は発電後の水を同一水系内に放流する通常の施設とは異なり、流域を変えて発電後放流する構造である。下流に灌漑水利権を有する利水者がある両河川において、取水した川と異なる流域に、導水の過程で、目的外

の灌漑分水をしていることをどう整理するのか。

に次のように合わせ返答している。

「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の許可を受けずに河川の流水を占有すること及び同条の許可を受けた占有の目的以外の目的に流水を利用すること（以下『目的外利用』という。）は、同条の規定に違反することとなるが、平成十九年五月二十八日付けで東京電力株式会社信濃川電力所から国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所（以下『信濃川河川事務所』という。）に、水力発電関係施設からのかんがい等の分水について報告のあった案件（以下『本件案件』という。）については、現在、信濃川河川事務所が、新潟県等と連携し、事実関係、分水の目的、分水の方法等について調査中であり、本件案件について、河川法上どのように取り扱うかについては、当該調査の結果を踏まえて整理することとしている。」

調査の結果とどのように取り扱う整理をしたかを説明願いたい。

2. 同じく一の③の

河川法では目的外の水利使用を認めていないが、発電目的で許可したもののうち維持管理用水（冷却水・消火用水・融雪水など発電以外の用途）として河川管理者の裁量で認められるものはどの範疇か。

について、「御指摘の『維持管理用水』としての利用が、目的外利用に当たるか否かについては、河川管理者が、当該利用の目的、方法等を踏まえて判断することとなる。」と答えているが、どのように判断したのか説明願いたい。

3. 同じく二の③の

更新申請の基になっている基準期間データは、経済産業省に年次報告していた流量年表であるが、この中で目的外使用水（維持管理用水を含む）はどのように処理されているか。また、更新申請の取水量、取水制限流量等の検討において問題はないのか。

について、「御指摘の『基準期間データ』として東京電力株式会社から示された流量のうち、東京電力株式会社湯沢発電所（以下「湯沢発電所」という。）が取水した量として示された流量には、御指摘の『目的外使用水』に係る流量が含まれていると考えられる。本件案件のうち、湯沢発電所に係るものの分水量等が明らかとなった段階で、更新申請に対し、河川法第二十三条の許可の対象と

なる取水量等の検討を適切に行うこととしている。」と答えているが、目的外使用の流量が含まれているなら、更新申請の取水量、取水制限流量等の検討において問題はないのか説明願いたい。

4. 同じく二の④の

東電は国土交通省への年次取水量報告において、当該発電所の場合、平成十五年までは、許可の条件である水利使用規則に定めた手法と異なる、発電出力から逆算した使用量を取水量として提出しており、信濃川河川事務所はこの報告を受けていた。平成十九年二月十四日、東電は「当社水力発電所の河川法に係るデータ改ざん及び手続き不備に関する調査報告書」の中で、「出力換算の報告では上限値処理を行っていた」としている。湯沢発電所もこれに該当しているが、導水路途中からの目的外使用（維持管理用水を含む）分水量は、報告上どのように処理するのか。

について、「御指摘の『年次取水量報告』については、本件案件のうち、湯沢発電所に係るものの分水量等が明らかとなった段階で、今後の報告の方法等について整理し、東京電力株式会社に対し必要な指導等を行うこととしている。」と答えているが、出力換算の逆算値で上限値処理を行っていたということは、目的外使用分水量は、超過取水した盗水ということになるが、どのように整理したのか。

5. 平成17年11月30日付けで、信濃川河川事務所が受理した許可申請書(占河第158号)は、同事務所で副申後、貴局が審査決済し、河川法第36条に定められた県知事への意見聴取を既に終わっている。この段階での許可受け者の違反によるに係る事態について

- ①水利権の更新申請は、許可期限の6ヶ月前から1ヶ月前までにすることとなっている。今回の再申請は、平成17年11月30日に東電が提出した許可申請書(占河第158号)内容のうち、水利権の根幹をなす最大取水量等の変更がある。既に、更新申請期限を2年以上過ぎた今、このような再申請を受理・審査する例を見ない手続きをする裁量が貴局に認められるのか。
- ② 東電は灌漑分水について「河川法で許可手続きが必要であるとの認識がなかった」としているが、分水は施設を伴って永年おこなわれている実質の故意ではないか。

- ③ 許可申請書に、灌漑分水について何の記載もしていないのは、東電が更新を目的とした意図的な隠蔽ではないか。
- ④ 東電は平成19年3月14日「発電のための水利使用に関する再点検結果について」において貴局に不適切事案を報告し、「膿を出し切った」としている。しかし、その直後に住民側からの指摘で、新たな目的外使用（灌漑分水）が発覚した。舌の根も乾かぬうちに、更なる事案が発生することは、再発防止策が功を奏していないことになる。このような企業体質について、貴局はどのように対処するのか。
- ⑤ 一社のしかも一電力所管内で同様の事案が10件もあることは、許可受け者としての自覚が著しく欠如している事実と思うが、貴局はこれまで東電に対しどのような指導をしてきたのか？
- ⑥ 審査過程でこのような違反をチェックできなかった貴局の審査責任はないか。（再申請を命じたということは、貴局での審査ミスを認めるものか）
- ⑦ たとえ方針が決まっているといっても、審査の過程で、違反行為が見つかった場合、許可受け者の資格について、方針決定以前に戻って再検討する必要があるか？
- ⑧ 他の整備局の処分と貴局の処分に差がないか？また、県営等の電力事業者と東電に対する処分に差がないか？（栃木県塩原発電所での関東地方整備局の下した水利許可取り消しや、他の県営施設との比較において）

以上、公開で質問致します。

平成19年12月11日

ふるさとの清津川を守る会
会長 樋口 和一
事務局 藤ノ木 信子